

**児童手当 忘れずに
現況届を提出しましょう**

児童手当は現在、義務教育就学前の児童（六歳到達後最初三月三十一日までの児童）を対象に支給されています。この手当では所定の手続き（認定請求書の提出）をしなければ支給されません。また、受給者は毎年一回現況届の提出が義務づけられています。これは受給者の所得状況や児童の監護状態などを確認するためのものです。この現況届を提出しなければその年の六月以降の児童手当が支給されません。次により忘れずに提出してください。

【提出日時】

六月二十二日（火）、六月二十三日（水）両日とも正午～午後七時

【提出場所】

役場第一会議室（役場となり車庫二階）

【その他】

児童手当を受給している保護者の皆様には、現況届の用紙を送付いたしますので所定の事項を記入の上、提出してください。また、現在、児童手当法の改正手続きがすすめられており（平成十六年五月 日現在）今後、小学校第三学年修了前まで児童手当の支給が拡大される予定です。

す。そのため、支給事務処理の関係上、平成十六年度に小学校に入学された児童（平成九年四月二日生まれ～平成十年四月一日生まれの児童）の保護者の方について、現況届を提出してもらうこととなります。現況届の用紙を該当する各保護者の方へ送付しますので、先の日程により提出してください。なお、不明な点がございましたら、福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 ☎七二 六九三九

**高齢者総合相談センター
からのお知らせ**

福島県高齢者総合相談センターでは、高齢の方やそのご家族が抱えている心配事や悩み事の相談を電話、メール等でお受けしています。相談料は無料、秘密は厳守いたします。

【一般相談】

生活・福祉・生きがいなどについて

【相談日】

毎週月曜日～金曜日
午前九時～午後五時

【専門相談】

年金・法律・税金など専門的なものについて
予約制になっておりますので

お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ
福島県高齢者
総合相談センター
☎〇二四 五二四 一二二五
メールアドレス
choju@fukushimakenshako.rip

**林地開発並びに森林の
伐採には許可が必要です**

森林には、水災害や土砂崩れを防ぐ役割や、水質をきれいにする働きなど多面的な働きがあります。

森林において土や石の掘り出し、木の伐採、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発行為が無秩序に行われると、森林の働きが損なわれるおそれがあります。

そのため、一ヘクタールを超えて開発する場合、知事の許可が必要です。許可にあたっては災害を防ぐ働きへの影響、日常生活の環境を守る働きへの影響がないかを審査いたします。

問い合わせ

県中農林事務所
森林土木グループ
☎〇二四 九三三 一三七二

**水道水水質
検査結果**

水道課では、法令に基づき実施した水道水の水質検査結果を、そのつど「広報おのまち」に掲載するほか、小野町のホームページで公表しています。

四月に実施した水質検査結果は表のとおりです。

なお、水質検査項目や水質基準値、検査頻度などが平成十六年四月一日より改正されたため、今回から検査結果表の検査項目などが変更になります。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出しないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	7.5mg/l
有機物	5mg/l以下	0.41mg/l
pH値	5.8～8.6	6.7
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度未満
濁度	2度以下	0.5度未満

2等も1億円!

**サマージャンボ
宝くじ**

**1等前後賞合わせて
3億円**

発売日 7月12日～7月30日

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。